

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第27号

瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部を改正する条例

瀬戸市遺児修学手当支給条例（昭和48年瀬戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>母子・父子家庭等の</u>児童を養育している者に遺児修学手当を支給することにより、これら児童の健全な育成を助長し、もって<u>母子・父子家庭等の</u>福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されているとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>母子家庭等の</u>児童を養育している者に遺児修学手当を支給することにより、これら児童の健全な育成を助長し、もって<u>母子等の</u>福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の3</u>に規定する里親に委託されているとき。</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。